＜意見書（医師記入）＞

横浜市標準様式＜保育所等用＞

**意 見 書**（医師記入）

（園名）

 久良岐保育園　殿

入所児童氏名

 年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 水痘（水ぼうそう） |
|  | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱）※ |
|  | 流行性角結膜炎 |
|  | 百日咳 |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） |
|  | 急性出血性結膜炎 |
|  | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |
|  | 麻しん（はしか）※ |
|  | 風しん |
|  | 結核 |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。年 月 日から登園可能と判断します。

 年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

医師が意見書を記入する感染症の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登園のめやす |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現１～２日前から（かさぶた）形成まで | すべての発しんが（かさぶた）化していること |
| 流行性炎（おたふくかぜ） | 発症３日前から後４日 | 、、のが発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日 | 抗菌薬を服用しない場合、出現後３週間を経過するまで | 特有のが消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） | － | 医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性膜炎菌感染症（膜炎菌性膜炎） | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過していること |
| 風しん | 発しん出現の７日前から７日後くらい | 発しんが消失していること |
| 結核 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。